

# 第16回 鏡石町議会定例会



第16回町議会定例会が6月4日(木)から6月9日(火)までの5日間で開催され、提出された議案すべてが原案のとおり議決されました。ここでは、議会に提出された議案の内容をお知らせします。

●一般会計に32,200千円補正  
 一般会計補正予算では、32,200千円が増額されました。これにより、一般会計の予算総額は、57億2,200千円となりました。主な補正予算の内容は、臨

時福祉給付費国庫補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付金国庫補助金、観光力づくり支援事業県補助金などの増額です。

●国民健康保険特別会計に19,012千円補正  
 国民健康保険特別会計補正予算では、19,012千円が減額されました。これにより国民健康保険特別会計の予算総額は、16億5,288千円となりました。補正予算の内容は、国民健康保険税率及び前年の所得確定に伴う財源内訳の組み替えに伴う減額です。

●契約の締結について  
 ●鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結  
 【契約の相手方】  
 高田工業株式会社須賀川支店  
 支店長 角田 真美  
 【契約金額】  
 2億68,920千円

●その他の主な提出議案  
 ●国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
 ●介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
 ●固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

●休日(日曜日)議会開催  
 6月7日(日)、鏡石町議会において、休日(日曜日)議会が開催されました。  
 休日(日曜日)議会は、3年前に初めて行ってから2回目となる開催で、町民のみなさんの議会傍聴の機会を容易にするとともに、議会への関心を高める趣旨で開催されました。  
 当日は7名の議員が登壇し一般質問が行われました。議事を傍聴した町民のみなさんは、自分たちが選出した議員の質問を真剣に聞いていました。

町長説明要旨  
 4月から6月までの期間で実施されるふくしまデスティネーションキャンペーン推進事業については、町の代表的な素材である桜やアヤマ・田んぼアートをメインとして、鏡石の名所をPRしてまいります。本年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。一般住宅の除染事業について

では、現在鏡沼工区及び高久田工区の一般住宅並びに道路側溝の発注準備を進めているところであり、農作物や学校給食食材の放射能汚染検査については、基準値を超える食材は検出されておりません。鏡石実行プロジェクト事業、駅に降りてみたくなる事業については、4年目を迎えました田んぼアート事業や、JR東日本須賀川駅の協力の下、「駅からハイキング」も開催さ

れ広く本町のPRができ、今後も町内外に積極的にPRを続け、地域振興につなげて参りたいと思います。  
 第5次総合計画については、町民相互の「絆」すなわち「やさしさ」とふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に、5つの行政分野別目標を掲げ、新たなまちづくりを行っているところであり、その中の一つであります健康増進事業については、認知

症や寝たきりにならずに「健康寿命」を延ばし、活動的な85歳を目指して生活習慣病の予防に継続的に取り組んでおり、がん検診、総合検診及び人間ドックなどの各種健診事業を進めております。  
 また、本年度より高齢者の健康づくりの一環として、高齢者栄養改善プログラム「ハッピーアートのプログラム事業」を開始する準備を進めているところであります。

## 木造住宅耐震診断者派遣事業及び木造住宅耐震改修助成制度のお知らせ

町では、昭和56年以前の旧建築基準で建てられた建築物の耐震診断及び補強計画の策定と、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された建築物の、耐震改修に対する支援を実施しています。

▼申し込み方法  
 都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入のうえ、申し込みください。

▼対象住宅  
 ①町内の木造住宅  
 ②所有者が自ら居住する住宅  
 ③昭和56年5月31日以前に建てられた住宅

④木造3階建て以下の住宅  
 ⑤耐震診断により耐震基準に適合しないと診断されたもの  
 ⑥建築基準法に違反していないもの

▼助成対象となる工事  
 ①一般耐震改修工事  
 ②簡易耐震改修工事  
 ③部分耐震改修工事  
 ▼補助金の額  
 ①一般耐震改修工事費の1/2に相当する額(上限額

木造住宅耐震診断者派遣事業 次の要件にすべて該当する木造住宅に耐震診断者を派遣し、耐震診断と補強計画の策定を行います。

▼対象住宅  
 ①町内の木造住宅  
 ②所有者が自ら居住する住宅  
 ③昭和56年5月31日以前に建てられた住宅  
 ④木造3階建て以下の住宅  
 ⑤過去に町耐震診断事業を利用していないこと  
 ▼費用負担について  
 耐震診断に係る費用の一部として、一診断につき一律8千円の負担をお願いします。

▼申し込み方法  
 都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入のうえ、申し込みください。

▼対象住宅  
 ①町内の木造住宅  
 ②所有者が自ら居住する住宅  
 ③昭和56年5月31日以前に建てられた住宅  
 ④木造3階建て以下の住宅  
 ⑤耐震診断により耐震基準に適合しないと診断されたもの  
 ⑥建築基準法に違反していないもの

▼助成対象となる工事  
 ①一般耐震改修工事  
 ②簡易耐震改修工事  
 ③部分耐震改修工事  
 ▼補助金の額  
 ①一般耐震改修工事費の1/2に相当する額(上限額

100万円)  
 ②簡易耐震改修工事費の1/2に相当する額(上限額60万円)  
 ③部分耐震改修工事費の1/2に相当する額(上限額60万円)

▼申し込み方法  
 申請前に工事契約または工事着手した場合は補助対象となりませんので、必ず都市建設課窓口にて事前相談のうえ申請してください。  
 ※派遣事業と助成制度の応募者が多数の場合は、それぞれ先着順となります。  
 ▼問い合わせ先  
 都市建設課 ☎62-2116

▼募集期限  
 平成27年8月31日

▼申し込み方法  
 都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入のうえ、申し込みください。

▼対象住宅  
 ①町内の木造住宅  
 ②所有者が自ら居住する住宅  
 ③昭和56年5月31日以前に建てられた住宅  
 ④木造3階建て以下の住宅  
 ⑤過去に町耐震診断事業を利用していないこと  
 ▼費用負担について  
 耐震診断に係る費用の一部として、一診断につき一律8千円の負担をお願いします。

▼申し込み方法  
 都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入のうえ、申し込みください。

▼対象住宅  
 ①町内の木造住宅  
 ②所有者が自ら居住する住宅  
 ③昭和56年5月31日以前に建てられた住宅  
 ④木造3階建て以下の住宅  
 ⑤耐震診断により耐震基準に適合しないと診断されたもの  
 ⑥建築基準法に違反していないもの

▼助成対象となる工事  
 ①一般耐震改修工事  
 ②簡易耐震改修工事  
 ③部分耐震改修工事  
 ▼補助金の額  
 ①一般耐震改修工事費の1/2に相当する額(上限額

### < 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 >

この特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対して国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の死亡当時の遺族のうち、恩給法による公務扶助料等や遺族年金等の受給権のある方がいない場合に、支給順位により遺族の方一人に支給されますので、まだ請求されていない遺族の方は忘れずに請求してください。

◆請求対象遺族  
 ・平成27年4月1日(基準日)現在ご健在であること。  
 ・その遺族が戦没者等死亡日以前に産まれていること。(子については戦没者等死亡当時の胎児も含む)  
 ・恩給法による公務扶助料等や、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の受給権のある方がいないこと。

◆支給順位  
 ①弔慰金の受給権者 ②戦没者等の子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹  
 ⑦戦没者等の葬祭を行った三親等内親族 ⑧⑦以外の三親等内親族  
 (戦没者等が死亡当時、戦没者等と生計関係を有していることが条件となります)  
 ※上記の方以外でも請求できる場合がありますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

◆支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期限 平成30年4月2日まで

●請求・問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115

